

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和3年12月7日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 小椋 歩

- 1 契約の概要
受水槽横揚水管水漏れ修繕
- 2 履行（納品）場所
港北区綱島東三丁目1番30号
横浜市立綱島東小学校
- 3 契約日
令和3年10月26日
- 4 履行日又は履行期間
令和3年10月26日
- 5 契約金額
115,500円
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市西区久保町4番12号
三ツ矢設備株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
綱島東小学校において、受水槽横揚水管が破損し、水漏れが発生したため、給水管修繕を実施しました。
- 8 契約の相手方の選定理由
一般競争入札有資格者名簿に登録のある業者であり、迅速な対応ができることから選定しました。
- 9 所管課
綱島東小学校